

開講年度・学期	2018年度・前期	授業形態	講義
科目名	刑事訴訟法	科目ナンバー	JAPUB2208
英語表記	Criminal Procedure	担当教員	松倉 治代
単位数	4		

科目の主題

刑事訴訟法は、国家刑罰権の実現を図るための手続を定める法です。日本における刑事手続の流れを理解し、刑事手続の諸制度が何を目的として作られ、いかなる機能を果たしているかを学びます。

授業の到達目標

具体的事例について、問題の所在を理解し、条文、制度の目的や意義、判例および学説を検討し、最終的に検察官側と被告人側の両立場から論述できることを目標とします。

授業内容・授業計画

講義計画は、以下を予定しています（多少前後する可能性があります）。

第1回	イントロダクション、任意処分と強制処分①－捜査比例の原則、強制処分法定主義
第2回	任意処分と強制処分②－最決昭和51年3月16日刑集30巻2号187頁を中心に
第3回	捜査の端緒①－職務質問、職務質問に付随する所持品検査
第4回	捜査の端緒②－自動車検問、告訴・告発
第5回	対物的強制処分①－令状による捜索・差押え
第6回	対物的強制処分②－令状によらない捜索・差押え
第7回	対物的強制処分③－人の身体に対する強制処分、強制採尿、通信傍受、GPS捜査等
第8回	対人的強制処分①－逮捕
第9回	対人的強制処分②－勾留、逮捕と勾留の関係
第10回	対人的強制処分③－別件逮捕・勾留
第11回	任意捜査の限界①－被疑者取調べ、任意取調べの限界
第12回	任意捜査の限界②－当事者録音等、おとり捜査
第13回	被疑者・被告人の防禦①－概説、供述拒否権、弁護人依頼権
第14回	被疑者・被告人の防禦②－接見交通権
第15回	中間試験、捜査のまとめ
第16回	公訴の提起①－国家訴追主義、起訴独占主義、起訴便宜主義、不当な起訴不起訴の抑制
第17回	公訴の提起②－起訴状記載事項、訴因の明示・特定、起訴状一本主義
第18回	審判対象、訴因の変更①－訴因変更の意義、訴因変更の可否
第19回	審判対象、訴因の変更②－訴因変更の要否、訴因変更の許否
第20回	公判前整理手続、公判手続
第21回	証拠法概説①－証拠による事実認定、証拠能力と証明力、証拠裁判主義
第22回	証拠法概説②－関連性、科学的証拠、類似行為の事実の立証
第23回	自白法則
第24回	補強法則

第 25 回	伝聞証拠排除法則の意義
第 26 回	伝聞証拠排除法則の例外①—供述（代用）書面の証拠能力
第 27 回	伝聞証拠排除法則の例外②—同意，写真・録音媒体・録画媒体
第 28 回	違法収集証拠排除法則①—根拠，排除の基準
第 29 回	違法収集証拠排除法則②—違法な手続と証拠との関係
第 30 回	裁判

事前・事後学習の内容

刑事訴訟法は，法曹や捜査機関といったプロが使う法律です。それゆえ，法学部生にとってとっつきにくい科目と言われます。授業を聞くだけで理解するのは難しいでしょう。刑事訴訟法の学習においては，①基本書を読む（根拠条文，趣旨，意義等を理解する），②刑事訴訟法判例百選又は判例学習刑事訴訟法を読む（判例の内容及び射程を理解する），③演習問題を解く，という 3 つを繰り返すことが効果的です。教材として配布するレジюмеをもとに，授業前（又は後）に，教科書指定箇所及び判例を読み理解することが重要です。そのため，各授業の前後に，それぞれ 2 時間程度の予習・復習を行うことが期待されます。

評価方法

中間試験（20 点満点。第 15 回授業での実施を予定していますが，授業進行等の都合で変更する場合があります。その場合は，事前に授業内及びサポセン法学部掲示板にて案内いたします。）と期末試験（80 点満点）によって評価します（合計 100 点満点）。

なお，①裁判傍聴レポート，②視聴覚教材を用いた課題を実施する予定です（詳細は，第 1 回授業で案内します。いずれも任意です。期末＋中間＝60 点未満であった場合にのみ，各 0 点～10 点で考慮します。合計 61 点以上になることはありません。）。

受講生へのコメント

次年度に刑事訴訟法ゼミの履修を検討している場合，本講義を履修しておくことをおすすめします。

教材

- ・ 六法（最新版。近年，法改正が行われています。）は必須です。
- ・ レジюмеを配布します。レジюме残部は，法学部棟 2 階法曹養成専攻事務室前に置いておきます。
- ・ 刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕，葛野尋之・中川孝博・淵野貴生『判例学習・刑事訴訟法〔第 2 版〕』（法律文化社，2015）のうち，いずれかを必ず用意してください。なお，三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会）でも構いませんが，判例解説は付されていませんのでご注意ください。
- ・ 特に指定しませんが，教科書 1 冊を用意してください。教科書として，宇藤崇・松田岳士・堀江慎司『刑事訴訟法』（有斐閣），上口裕『刑事訴訟法』（成文堂），酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣），光藤景皎『刑事訴訟法Ⅰ』『刑事訴訟法Ⅱ』『口述刑事訴訟法 下』，白取祐司『刑事訴訟法』（日本評論社），田口守一『刑事訴訟法』（弘文堂），福井厚『刑事訴訟法講義』（法律文化社），緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社）等をおすすめします。なお，近年の刑訴法改正等にあわせ，各書改訂されていますので，最新版であるかどうか確認のうえ購入・利用してください。教科書については，第 1 回講義以降に準備していただいても構いません。迷った場合は，気軽に下記「質問ペーパー」等でご相談ください。

その他

- ・ 質問は歓迎します。質問は、原則、第1回授業にて配布する「質問ペーパー」に記入し、授業前後に直接松倉に提出していただきますようお願いいたします。
- ・ 例年、受講生のかたより、「予習や復習をしたほうが良いとはわかっているけど、具体的に何をやったらいいのか分からない」等の相談をいただきます。そこで、できるかぎり「授業のポイント」を事前にお示ししようと思っております。通常、予習において最低限取り組むことが期待されている事項には、◎（二重丸）印をつけています。これらに取り組むかどうか、どのように・どれくらい取り組むかは、自由です。

第1回授業のポイントは、以下のとおりです。

- ◎ 1. 最三決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁について、①刑事訴訟法判例百選、②葛野尋之・中川孝博・刈野貴生『判例学習・刑事訴訟法』（法律文化社）、③三井誠編『判例教材 刑事訴訟法』（東大出版会）、④学情 HP・LEX/DB いずれを使ってもよいので、「事案の概要」を読んでください。
- ◎ 2. 最三決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁について、上記①②③④いずれを使ってもよいので、決定文を読んでください。
- 3. 最三決昭和 51 年 3 月 16 日刑集 30 卷 2 号 187 頁を読み、以下を検討してください。
 - (1) 本決定は、どのような基準によって任意処分と強制処分を区別したか。
 - (2) 本決定は、第1審の判断基準と異なるか。
 - (3) 本決定は、巡査が「出入口の方へ向かった被告人の左斜め前に立ち、両手でその左手首を掴んだ」行為の性質を、任意処分としたか、強制処分としたか。本決定は、上記(1)の基準をどのようにあてはめて、そのように判断したか。
 - (4) 本件のような制止行為には、どのような法益侵害が伴うか。
 - (5) 本決定は、強制手段にあたらぬ行為が、「具体的状況のもとで相当と認められる限度」のものかどうかを、どのように判断したか。また、本件の事実関係のうち、「必要性、緊急性など」として、どのような事情が考慮されたか。

履修可能最低年次

2 年次生以上